(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
武雄市山内町大字犬走字光り岩六三四四番一から同市山内町大字犬走字鳥越六〇七九番まで	前	一七・七七～三八・六三メートル	〇・〇六七キロメートル
	後	一七・七七～三八・二五メートル	〇・〇六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字志久字新ヶ江一五六七番一から同市北方町大字大崎字八ノ坪一一〇一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
三十五号	武雄市山内町大字犬走字鳥越六〇七九番から同市山内町大字犬走字鳥越六〇八九番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
嬉野市嬉野町大字岩屋川内字終南乙三六三八番一から同市嬉野町大字岩屋川内字終南乙三六五七番二まで	前	二一・二〇～四九・五〇メートル	〇・一二四キロメートル
	後	二一・二〇～四一・〇〇メートル	〇・一二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字終南乙三六三八番一から同市嬉野町大字岩屋川内字終南乙三六五七番二まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○九州地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号及び五十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分市金池町五丁目三一九九番二から同市大字大分字上井東四三〇一番一	前	BA 一二・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・六五九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一二・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・六五九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		BA 三四・〇〇～一二七・〇〇メートル	〇・七四二キロメートル	
		BA 三四・〇〇～一二七・〇〇メートル	〇・七四二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十五号

佐賀県道路公社において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸島市二丈福井字角ノ下四七九二番二から唐津市浜玉町渕上字勝川一五九八番一まで	前	BA 七・六〇～一六・四五メートル	六三・〇〇～一三二・〇〇メートル	
	後	BA 七・六〇～一六・四五メートル	六三・〇〇～一三二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局佐賀国道事務所及び佐賀県道路公社

○北海道開発局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間北海道開発局及び同局旭川開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道中川郡美深町字美深六六六番二地先から同町字敷島一七〇番一まで	一四・八九～一三・八九メートル	三・九四〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月二十九日

○北海道開発局告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間北海道開発局及び同局網走開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之